



自由同和会中央本部機関紙

URL: <http://www11.plala.or.jp//dowakai>
E-mail: dowakai@khaki.plala.or.jp

第180号

発行所 自由同和会中央本部
〒102 東京都千代田区
-0093 平河町2-3-2
TEL 03-5275-3641
FAX 03-5275-3642編集発行人 平河 秀樹
発行日 年4回(6・9・12・3月)
定価 1部500円(送料別)
年間2,000円(送料込)
振込 三菱東京UFJ銀行麹町中央支店
(普)0366528
口座名 自由同和会中央本部事務局
平河秀樹

第22回 大会の概要を決めた中央本部理事会

Journal

中央本部理事会を開催

第22回全国大会の日程を決定

中央本部(会長 茂荷完二)では、1月26日午前11時30分から執行部会を、午後1時からは理事会を大阪市内の「大阪ガーデンパレス」において開催した。

開会のあいさつで茂荷完二会長は、「昨年の安倍政権になつてから空席になつて自民党の人权問題等調査会の会長が、未だに空席のままであることから、『人权擁護法案』の修正についての審議ができず

に開催するので、現在開催されている第166国会で、『人权擁護法案』を成立させることは非常に困難であるので断念するが、夏の参議院議員選挙後には内閣改造と党役員の改選があると思われるので、この機会を活用していきたい」と、今国会での「人权擁護法案」の成立を断念することと、夏の参議院議員選挙後に活動を集中することを述べた。

議長に橋本敏春副会長が就いた。

1. 第22回全国大会の開催について

平河秀樹事務局長から、本年の第22回全国大会を、これまでと同様に、自民党本部の8F大ホールにおいて、昨年と同規模の650名で開催したいと提案があり、承認した。

2. その他

平河秀樹事務局長から、午前中に開催した執行部会において、広島県

本部を、「都府県本部及び市町村支部の設置基準並びに運営基準」違反で、廃止処分にしたことを報告した。また、平成19年度から、会費を値上げすることが提案され、承認した。閉会のあいさつを、上田卓雄副会長が行い、閉会した。

処 分	06・1・26
広島県本部を、「都府県本部及び市町村支部の設置基準並びに運営基準」違反で廃止処分にする。	

今号の内容

- 中央本部理事会 1P
- 伊吹発言への見解 2P
- 衆・法務委員会の議事録 3・4・5P
- 新聞切り抜き 6P

第22回全国大会

日 時 5月24日(木) 午後2時~
場 所 自民党本部8F大ホール

伊吹・文部科学大臣の発言についての個人的見解

自由同和会中央本部 事務局長 平河秀樹

伊吹・文部科学大臣の「人権だけ食べ過ぎれば人権メタボ症候群」と講演の中で話したと報道があったことについて、都府県本部から問い合わせがありますので、私の個人的見解を述べたいと思います。

発言は、今月25日長崎県長与町で開かれた自民党長与支部大会で「教育再生の現状と展望」と題して講演した中で、「人権は侵すべからざる大切なもの」としたうえで、人権をバターに例え、「人権だけ食べ過ぎれば、日本社会は人権メタボリック症候群になる」「権利と自由だけを振り回している社会はいざれだめになる」と発言したもの。

これは、伊吹大臣の地元である京都をはじめとする大阪や奈良での部落解放同盟のことを念頭においた発言と思料される。

特に、京都においては、京都市職員に同和地区住民を優先的に団体を通じて、無試験で就かせる優先雇用(選考採用)を長年続け、その結果として、優先雇用された職員が犯罪を起こし、逮捕されるという不祥事が昨年から続いており、また、優先雇用された職員35名が市営住宅の家賃を長年滞納している事実が判明している。

さらに、部落解放同盟の県連幹部や支部の幹部が行う視察旅行などを水増し請求したこと、返還命令が出されるなどしている。

また、大阪市では飛鳥支部長の事件は記憶に新しく、奈良市では環境清美部の職員(奈良市支部協議会副議長)が5年10カ月間で、病気休暇制度を悪用して出勤したのが、わずか8日だけで満額の給料をもらっていたことが発覚しているし、同じく奈良市でも、市営住宅の家賃の滞納が、約700世帯で5億8000万円になり、そのうち約1割が市の職員であることなど、部落解放同盟員の傍若無人な振る舞いが露呈していることで、人権擁護の権利を主張するならば義務も果たす必要ではないかと運動団体への警鐘とるべきであり、批判すべきではないと思われる。

これまでの運動は、揚げ足を取ることや言葉尻をとらまえ「差別だ」「偏見だ」と声高に叫び、人権や同和問題に関する自由な言論を封鎖してきたことで、同和団体は怖いとのイメージを植え付け、差別解消を遅らせてきたと思われる。

悪意を持った確信的な差別発言には、毅然と立ち向かうが、無知や無意識でのうっかり発言などは、本人が気づき謝罪すれば目くじらを立てて、差別だと騒がないほうが、同和問題について自由な議論の場を醸し出すのではないかと思う。自由な議論ができる初めて初めて本格的な問題の解決が始まるのではないかろうか。いつまでもタブーにしていたら解決には繋がらないと思う。

現在の差別感情は、部落差別というより、同和団体への嫌悪感が主なものであると考えられる。言い換えれば、同和団体の活動が差別を助長しているといえないだろうか。

これまでの運動を振り返り、次世代のため反省する次期に来ているのではないかと思われる。

衆・法務委員会議事録

今国会(第166回国会)の第3回衆議院法務委員会(2月21日)で「人権擁護法案」について議論がありましたので、その箇所だけを抜粋して掲載します。

答弁者

長勢甚遠・法務大臣

富田善範・法務省人権擁護局長

質問者

平岡秀夫・衆議院議員(民主党)

○平岡委員 そこで、これは大臣の所信にも触れられているのでありますけれども、人権擁護法案、平成十四年に最初政府から提案されて、その後、糸余曲折があつて、これからどうされるのかなということで私も関心を持っておりましたけれども、大臣の所信では、「人権擁護法案については、従前の議論を踏まえ、今後も真摯に検討を進めてまいります。」これは、全然わからないんですね。一体、具体的に何をしようとしているのか、さっぱりわからぬい。

まず最初に、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。大臣は、この人権擁護法案についての法案の提出の見込みというのをどのように考えておられますでしょうか。

○長勢国務大臣 人権擁護法案については、先生も御案内とのおりだと思いますが、平成十四年に国会に法案を出した際、あるいは平成十七年に再提出しようとした際、さまざまな議論があつたところでございました。当然、政府として法案を出す以上は与党等との御議論も踏まえて出しますが、今現在ではさまざまな議論がある中でございまして、その御意見を踏まえながら、さらに検討していくべきやならない段階ではないかと思っております。

○平岡委員 私が心配しているのは、現在、安倍総理という人が内閣のトップを占めているということです。安倍総理がこれまでどんなことをおっしゃられていたか。これは新聞報道でしかありませんけれども、幹事長代理のときに安倍現在の総理が言われた話としては、人権侵害の定義があいまいで果てしなく解釈が広がる危険性がある、いいかげんな形で国会に提出し成立させではなくない、例えば北朝鮮出身者の人権を守っている朝鮮総連の方々が委員になれば、私は真っ先に人権侵害を行っていることにされる危険性がある、こういうような口調で、非常にこの人権擁護法案をまるで敵視するかのような発言をされているといいます。

○長勢国務大臣 本会議の答弁は今までお話しになつたようですが、その後、参議院の予算委員会でしたでしょか、本会議でございましたか、改めて答弁をなさつておられると思いますが、総理は、特別にこれについての御指示ということではございませんけれども、その参議院等の答弁にありますように、さまざまな論点について真摯に検討を行うべきであるというお考えだと伺っております。

○長勢国務大臣 さまざま論点がありますが、人権侵害の定義、または人権委員会のあり方、人権擁護委員の選任要件、報道関係条項など

こういう総理大臣のもとで本当に人権擁護法案が出せるのかなという人が心配なんですか。そこで総理の答弁をちょっと見てみますと、人権擁護法案についてはこれまでもさまざまな議論がなされてきたところであります。まずはそうした議論を一つ一つしっかりと吟味しながら、慎重の上にも慎重な検討を行うことが肝要と考えております。こういうふうに答弁になつていてるんですけども、長勢大臣のところには安倍総理から何か指示はありますか。具体的には、どんなことを今安倍総理はこの人権擁護法案について長勢大臣に言つておられるんでしょうか。

○平岡委員 同じでありますということだけでは、前に進みそうな感じがしませんよね。総理がどんな考え方を持つているか、私は知りません。だけれども、真摯に検討してまいりますと。それは、ただ単に時間稼ぎをしているとしか私には思えないんですけれども。

今、真摯に検討しているという検討の項目というのは具体的に何がアツて、どういう議論がされているんですか。いろいろな問題があると聞きます。一生懸命検討している小委員会みたいなものがあつて、それがだれのどういう指示に基づいてやつてあるのかわかりませんけれども、目に見えて何か進めておられるところが他方の分野ではあるにもかかわらず、この問題については一体だれが何をしているのかさっぱり見えてこない、こういう状況だと思います。

大臣、質問ですけれども、真摯に検討するという対象となつている事項と、その検討状況を私に説明していただけますでしょうか。

について今までも議論があり、それらについてまだ結論はきちんと出ない。これは我々の中でも議論しておられます、与党内での議論がまだ方向づけがされる状況になつていいという状況だと思います。

○平岡委員 いろいろ言われて、何も出ていないというのでは議論のし

ようがないんだけれども、例えば、人権侵害の定義というふうに今言われました。いろいろな文献を見ると、何か人権侵害事件とかいう言葉も使われています。

実は、これは余り大きな声で言う話じゃないんですけども、先日、大臣が所信を読まれたときに、「人権啓発や人権侵害事件の調査・救済活動の充実強化に努めてまいります。」と言わって、侵害と侵犯といふのがどう違うのかなと私はふと思つたわけありますけれども。

人権侵犯事件について言えば、大臣も所信にしつかりと述べておられますが、法務省の所管事項の中にも、「人権侵犯事件に係る調査」とか「被害の救済及び予防」といったようなことで、何を対象にしているのかと、いうことが、要するに、人権侵犯事件という形で書かれているんですね。それにもかかわらず、人権侵害の定義ができない。逆に言つて、人

権侵犯、人権侵害の違いはあるかも知れませんけれども、その対象となるべきことの定義ができるないというの、一体何をしているんですか。今の法務省の仕事はできないんじゃないですか、そんなことをしていたら。どうですか。

○長勢国務大臣 人権侵害といえ

ば、当然、不当な差別、虐待その他の人権を侵害する行為をいうことになると思いますが、当然、擁護法案をつくるということになれば、その個別の事案がどうかということもきちんとした上で、それに対する対応の制度をつくつていかなきゃならないわけですから、その意味でいろいろ議論があるということです。

○平岡委員 いろいろ議論があると言つた上で、そこに対する対応の制度をつくることになりますから、その意味でいろいろ議論があるということです。

○長勢国務大臣 今まであつた議論を含めて、事務局から答弁させます。

○富田政府参考人 人権擁護法案の

問題点については先ほど大臣が答弁されたとおりですけれども、要するに、我が國の人権擁護事務、特に人権侵害事件については、法務省設置法に所掌事務として掲げられている

だけでありまして、具体的な権限の規定がなかつたわけであります。そういう意味で、非権力的な行政として、啓発、そして勧告、説示等をやつてきているわけでございます。それを具体的な権限を持たせて明確にしていくこうというのが人権擁護法案であります。

○平岡委員 それだつたら、人権擁

護局の中でいつごろ結論が出るのか、先ほど来のいろいろ課題となつていて分について、それを答弁してください。

○富田政府参考人 この件につきま

しては、自民党内でさまざまな議論があつたところであります。私どもとしては、そのまままな議論に対して十分説得できる案ができなければならないというふうには考えておられますので、現在、それを一生懸命考えていくところでございます。

○平岡委員 一生懸命考えてい

とは言つていないじゃないですか、私は。いつできるんですかと言つてあるんですよ。ちゃんと示してもらひなれば、こんな、「今後も真摯に検討を進めてまいります。」というふうなお題目だけを言つていたのでは、何ら大臣所信なんかになつてないですよ。

○平岡委員 今のは、人権擁護

の範囲は一応限定はしておりますけれども、そのあたりが、全体として御理解の得られるような案がなかなかできないというようなところで、現在、人権擁護局でさらには検討を続けているところでございます。

○富田政府参考人 そのとおりでござります。

まず、擁護局がいつできるかというと、ちゃんと示さない限りは、大臣が判断できないじゃないですか。大臣が大臣としての判断をするために今事務的に作業をさせているなら、擁護局がいつできるかといふのをちゃんとここで言つてください。

○富田政府参考人 先ほど申し上げましたとおり、具体的なそれぞれの案件について、自民党内で行われました議論について説得力ある形の案を現在検討しておりますけれども、現在の段階でいつそれができるといふことはちょっと申し上げられない状況にございます。

○平岡委員 私が人権擁護局長をしかつても、多分人権擁護局長はそれぐらいのことしか答弁できないんだろうと思いますけれども。

まさにこの問題は、大臣、人権擁護局の中で議論を重ねたらできるといふ問題じゃないんですよ。まさにこれは政治決断の問題なんですよ。

確かに、人権侵害の範囲とか人権侵犯の範囲とかというのはいろいろな考え方があるかもしれません。だけれども、そこは最後は政治的にここで決めていくんだというものをやはり示さない限りはできないんですよ。

ほとんどの問題が、多分自民党の中いろいろなことが言われていって、事務方がやろうと思つても、自民党内で大きな声をする先生方がいたら引っ込まざるを得ない、こういう問題ですから、かつての小泉総理みたいに、そういう自民党の勢力は抵抗勢力である、私たちは人権擁護法案についてはこの方針でやるんだ、そういうかたい決意を大臣みずからが示さなきやいけない。

そして、安倍総理にも、ここまで強く反対してきたという立場からは、認められるかどうかというのはわかりませんけれども、むしろ安倍総理に決断を迫るぐらいの覚悟を法務大臣に持つていただきたいと私は思っています。いかがですか。

○長勢国務大臣 人権擁護ということが大変大事な問題であることは先ほど申し上げていることでございまが、人権擁護法案については、今までの長い経過がある問題でございますので、私なりにまた改めて考えてみたいと思います。

○長勢国務大臣 長い懸案になつてますが、人権擁護法案については、今までの長い経過がある問題でございますので、私なりにまた改めて考えてみたいと思います。

長勢大臣がいつまでやられるか知りませんけれども、この通常国会で内閣改造というのはないと思いますから、在任されている間にでもちゃんと示していただいて、もつと世の中に議論を問うてください。

そうしないと、本当にこの問題については、もうみんな、あきらめ感みたいなのがあるんですね。安倍さんのもとじやこれはできるはずがない、もういいんじゃないかな、もうダメじゃないかな、私はそんな雰囲気が蔓延しているということを大変心配しています。

これは、国際的にもちゃんとしたものをつくれということを言われて

いるわけですから、大臣としての決意をもう一度私は示していただきたいと思います。

○長勢国務大臣 長い懸案になつてしつかりと決断をしていただくようになりますし、また大変議論の分かれている部分もあるようですがございますので、そういう方向づけができれば大変いいなとは思つております。

○平岡委員 方向づけができればよいと思いますと何か他人事みたいに言われましたが、しっかりと取り組んでいく、しっかりと方向づけをしていくと

さつきも私は言いましたけれども、この問題というのは、ある意味ではもう議論は尽くされているんですよ。議論は尽くされていて、最後は政治決断なんですよ。だから、安倍総理がどういう人権擁護法案をつくるのがいいのかということを判断すればできちゃうんですよ。ただ、それが本当に我々の目から見ても一般の国民の目から見ても十分なものなのかどうか、そういう議論は当然また出てきますよ。だけれども、政府として出すか出さないか、どういうものを出すかというのは、私はまさに政治決断そのものだと思います。

さつきも私は言いましたけれども、この問題というのは、ある意味ではもう議論は尽くされているんですよ。議論は尽くされていて、最後は政治決断なんですよ。だから、安倍総理がどういう人権擁護法案をつくるのがいいのかということを判断すればできちゃうんですよ。ただ、それが本当に我々の目から見ても一般の国民の目から見ても十分なもののかどうか、そういう議論は当然また出てきますよ。だけれども、政府として出すか出さないか、どういうものを出すかというのは、私はまさに政治決断そのものだと思います。

